平成２７年（フ）第８７号
鹿児島県鹿屋市新川町939番地　サンセットビレッジ新川Ａ棟207号
債務者　榎並真奈美
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
金沢市馬替１丁目25番地１
債務者　山田　麻里（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０２号
山梨県韮崎市龍岡町下條東割613番地１　メゾンあいばＢ棟２号
債務者　金山　晃之
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０６号
三重県四日市市笹川８丁目45番地１　公団14―408
債務者　川口　雅之
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
三重県四日市市生桑町920番地３
債務者　伊藤さとみ
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
京都府向日市物集女町坂本13番地、前住所京都府船井郡京丹波町蒲生森ノ奥29番地19
債務者　山脇　　博
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６２８号
京都市右京区西京極北裏町13番地６　サンライフ88　205号
債務者　橋本　恵子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７１２号
京都市南区唐橋川久保町８番地　ＲＥＳＩＤ’787―507
債務者　手塚　　徹
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７２２号
京都市伏見区深草瓦町59番地４
債務者　伏原　健太
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７３９号
京都府宇治市木幡金草原21番地の６　東英ハウス堂ノ川Ａ棟２階２号
債務者　宮武　美紀
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７５１号
京都市中京区間之町通丸太町下る大津町665番地
債務者　上田　純代
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７６０号
京都府八幡市男山石城２番地―Ｂ33―503
債務者　足立　　剛
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７８４号
京都市山科区椥辻池尻町14番地18　929号
債務者　松本　政広
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８１８号
京都府木津川市相楽城西71番地１　クリサンティヒル山田川322号、前住所京都府木津川市梅美台２丁目９番地４　ファミール梅美台102号
債務者　西野　英治
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
鳥取県米子市義方町14番２号　101号、前住所鳥取県西伯郡南部町清水川505番地41
債務者　森岡　達夫
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第９８号
愛媛県新居浜市垣生５丁目６番３号
債務者　岡　　仁之
1　決定年月日時　平成27年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
松山地方裁判所西条支部